

「はじめに」でも述べましたように、働くことは、「生きがい」や「人生の充実」をもたらしてくれるものであり、私たちの人生にとってなくてはならないものです。他方、現に働く上での様々なトラブルや問題が起こっており、特に職業生活の初期を経験する若者にとって、その後の人生に大きく影響を与える可能性があるとともに、時には非常に深刻な事態に陥ることもあります。

具体的には以下のような状況があることを踏まえ、私たちは、特に高校生を含む若者に労働法や制度(ワークルール)に関する教育を進めて行く必要があると考えます。

なお、労働法教育の必要性の根拠はここに挙げたことに限られないと思われますので、これらを土台に、ぜひ関係者間で考えたり議論したりしてさらに深めていただき、広く関係者に、またそれ以外の方々にもその必要性の認識が広がればと思います。

### (1) 「今後の労働関係法制度をめぐる教育の在り方に関する研究会報告書」での指摘

厚生労働省では平成21年2月に『今後の労働関係法制度をめぐる教育の在り方に関する研究会報告書』をとりまとめているのですが、そこでは主に以下の点が指摘されています。

- ・非正規労働者の趨勢的な増加や、就業形態の多様化、労働組合の推定組織率の低下、労働契約法等の新たな労働法制の創設・施行等の、労働者の職業生活に影響を及ぼす環境の大きな変化
- ・こうした状況の中での、個別労働紛争や不利益な取扱いに関する労働相談の増加
- ・各種調査における、労働関係法制度をめぐる知識、特に労働者の権利の認知度の全般的な低さ
- ・特に現在相対的に低い労働条件で働いていたり、将来的に相対的に低い労働条件になったりする可能性の高い人ほど、労働者の権利を理解していない可能性が高いこと
- ・労働者自身が労働関係法制度の基礎的な知識を理解していない場合、労働者としての権利を行使することが困難であり、そもそも権利が守られているか否かの判断すらできないこと

この報告書以降、厚生労働省でも労働法や制度に関して様々な学習媒体を作成・配布してきましたが、現在でも、なお以下のような様々な課題があります。

### (2) 高校生等のアルバイトに関する問題の深刻さ

#### ①厚生労働省調査(平成27年度)の結果

平成27年12月から平成28年2月にかけて厚生労働省が行った調査(アルバイト経験のある1,854人の高校生が回答)の結果は以下になっています。それらの高校生の多くがアルバイトでトラブルにあっていること、労働法や制度の理解が十分でないことや、身近な人に相談して済ませてしまったり、泣き寝入り(我慢して働き続ける、辞める)をしてしまったりしていることなどが分かりました。

- ・労働条件確保の基礎である「労働条件明示」を受けていない  
→60.0%が、労働条件通知書等を交付されていないと回答  
→労働条件について、口頭でも具体的な説明を受けた記憶がないとの回答が18.0%
- ・少なくとも約3分の1が何らかのトラブルにあっていると回答  
→32.6%が、労働条件等で何らかのトラブルがあったと回答(なお、未回答が32.7%あった)

## 第2章：若者への労働法や制度(ワークルール)に関する教育の必要性

- どのようなトラブルにあっているか
  - トラブルの中では、シフトに関するものが最も多いが、中には、賃金の不払いや、満18歳未満に禁止されている深夜労働、休日労働など、法律違反のおそれがあるものも
- 労働法の理解度(法定労働条件等の認識)
  - 認識が低かった順に、いわゆる36協定の締結・届出(5.8%)、労働基準監督署に相談が可能であること(7.9%)、解雇予告(10.1%)、減給制裁の制限(15.2%)、等
  - 年少者の時間外労働や深夜労働の禁止(45.5%)、最低賃金の支払い(42.1%)、休憩時間の付与(36.8%)、賃金の支払い(34.2%)については認識が比較的高かったが、それでも半数にも満たない状況
- 相談の問題
  - アルバイトで困ったことがあった時の相談先は、家族に相談(30.7%)、知人・友人(26.1%)など身近な人に行っている割合が多い
    - ※そこから解決や専門の相談窓口などにつながっていればよいが、そうっていない可能性も低いのではないかと
  - 行政機関等の専門の相談窓口で相談した割合は非常に低く計0.7%
  - アルバイトを辞めた(5.2%)、何もしなかった(5.1%)との回答も認められ、「泣き寝入り」と思われる状況も
  - ※より詳しくは以下のリンク先の情報へ  
「高校生に対するアルバイトに関する意識等調査結果について(平成28年5月18日)」  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000124502.html>

### ② 学生等のアルバイトにおける深刻な事案

厚生労働省では、平成28年度から、春から夏にかけて、全国の大学等と連携し『「アルバイトの労働条件を確かめよう」キャンペーン』を全国で実施していますが、その中で大学生等からあった主な相談内容は以下のようなものです。

- 大学等への出張相談等で判明した事例や労働基準監督署に相談のあった事例
  - アルバイト先で、店長から指示されてタイムカードを打刻した後も働かされ、その分の賃金を支払ってもらえない
  - アルバイト先を辞めようとしたところ「代わりを連れてこないと損害賠償を求めると言われ、退職を認めってもらえない
  - 8時間以上働いても休憩時間が20分も取れない
  - 業務命令で、業務に必要な研修を受けたのに、その分の賃金がもらえない
  - 特定の社員から暴言を吐かれるなどの嫌がらせを受けている など

### (3) 若者の「使い捨て」が疑われる企業等について

厚生労働省は、平成27年10月を「過重労働解消キャンペーン」とし、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して集中的に「重点監督」を実施しましたが、その主な結果は以下の通りでした。ご存知の通り、報道等でも企業における労働に関する問題や事件がとりあげられることが多くなっています。

- 実施事業場数：5,031事業場
- 違反状況：3,718事業場(全体の73.9%)に何らかの労働基準関係法令違反(法令違反があり、是正勧告書

を交付した事業場)

- ・違法な時間外労働があったもの：2,311事業場(45.9%)
- ・賃金不払残業があったもの：509事業場(10.1%)
- ・過重労働による健康障害防止措置が実施されていなかったもの：675事業場(13.4%)

※より詳しくは以下のリンク先へ

若者の「使い捨て」が疑われる企業等への重点監督の実施状況

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000113029.html>

#### (4) 個別労働紛争について

働く個人(労働者)と事業主(使用者)との間における、解雇、雇止め、賃金の引き下げ、配置転換などの労働条件や、いじめ・嫌がらせなどの職場環境に関する紛争を「個別労働紛争」と言います。それらを含む相談(総合労働相談※1)の件数は8年連続で100万件を超え、その件数は多くなっています。

このように働く個人が事業主と問題解決をしなければならないことも少なくないため、働く側も詳しく労働法や制度について知っていた方がよい、ということが言えます。

- ・総合労働相談件数 1,034,936 件(前年度比0.2% 増)  
→うち民事上の個別労働紛争相談件数(※2) 245,125 件(同 2.6% 増)
- ・総合労働相談のうち、民事上の個別労働紛争の相談内容では「いじめ・嫌がらせ」が66,566件と、4年連続で最多

※1 「総合労働相談」：都道府県労働局、各労働基準監督署内、駅近隣の建物など381か所(平成28年4月1日現在)に、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が対応

※2 それら以外は、労働基準法などの労働基準関係法令違反や法令制度の問い合わせなど

※より詳しくは以下のリンク先へ

「個別労働紛争解決制度(労働相談、助言・指導、あっせん)」

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/>

### (5) 若者が社会に出た後の実態について

例えば平成27年3月の大学学部卒業者で見ると、卒業後、大半は正規の職員等(雇用期間の定めのない会社員など)になっていますが、正規の職員等でない者(フルタイムの契約社員や派遣社員)や一時的な仕事に就いた者(パート、アルバイトなど)、進学も就職もしていない者も約15%近くになっています。

また、平成25年3月卒の若者の、高卒で40.9%、大卒で31.9%が卒業後3年以内に離職しています。

このように今の高校生も、将来様々な状況を生きうるため、人生で訪れる様々な出来事に対応する力を育むことが重要であると考えられます。

#### ①若者の雇用形態や働き方の実態

・例えば大学学部卒業者(平成28年3月)について見ると、正規の職員・従業員、自営業者となった者は71.3%であるが、正規の職員等でない者が3.4%、一時的な仕事に就いた者が1.8%、また進学も就職もしていない者が8.7%

※より詳しくは以下のリンク先へ

平成28年度学校基本調査(文部科学省ウェブサイト)

[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieldfile/2016/12/22/1375035\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2016/12/22/1375035_1.pdf)

#### ②若者の離職状況(新規学卒就職者の在職期間別離職率)

・学歴別卒業後3年以内離職率(平成25年3月卒)

→高卒 40.9% (1年目：20.1%、2年目：11.8%、3年目：9.1%)

→大卒 31.9% (1年目：12.8%、2年目：10.0%、3年目：9.1%)

※より詳しくは以下のリンク先へ

新規学卒者の離職状況(厚生労働省ウェブサイト)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu/0000140595.pdf>